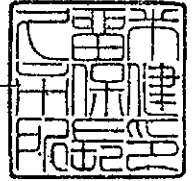




21総医第152号
平成21年5月8日

各医師会会長 殿

久留米市保健所長 箴島 健



国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関
への発熱患者の受診について

平素から、久留米市の保健衛生行政の推進に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より、新型インフルエンザの国内発生に備え、海外発生期（国内未発生期）における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について、基本的な考え方が示されましたのでお知らせします。

また、久留米市においては、発熱相談窓口を当面の間、毎日9時から21時まで久留米市保健所保健予防課（TEL 0942-30-9730）に設置していますので併せてお知らせします。

つきましては、貴医師会所属の医療施設の管理者に対して周知いただきますようお願いいたします。

〒830-0022

久留米市城南町15番地5

久留米市保健所総務医薬課

TEL：0942-30-9725

FAX：0942-30-9833



事務連絡

平成21年5月6日

各都道府県衛生主管部（局）医務担当者 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関
への発熱患者の受診について

新型インフルエンザ患者の国内発生に備え、関係者との情報共有や発熱外来の設置など、医療体制の確保等について対応いただいているところですが、海外発生期（国内未発生期）における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について、下記の通り、基本的な考え方をまとめましたので、所管の全医療機関にご周知いただきますようお願いいたします。

記

- まん延国への渡航歴や患者との接触歴が認められる発熱患者が、発熱相談センターを通じずに発熱外来を置かない医療機関を受診したり、電話による相談があった場合には、まず発熱相談センターに電話で相談し、必要に応じて紹介される適切な医療機関を受診するように勧めること。
- 発熱相談センターの指導に従って発熱者が発熱外来を置かない医療機関を受診した場合は、患者にマスク等を使用するように指導するなど、感染予防に必要な指導を行った上で、当該医療機関が診察すること。

照会先

新型インフルエンザ対策推進本部 医療班

担当者 中谷、大竹、片山

TEL 03-3506-7312 内線247、248

FAX 03-3506-7331

Mail nakatani-yukiko@mhlw.go.jp / katayama-satoko@mhlw.go.jp